

川本ボーナスカット控訴審不当判決に対する見解

東京高等裁判所は3月19日、令和元年（ネ）第4561号・未払賃金請求控訴審事件に対して「原告の請求を棄却する」という不当判決を言い渡した。この裁判は、東京地方裁判所で東京第一運輸所分会の川本正行さんに対して、令和元年10月18日に言い渡された判決が、川本さんの訴えを一切認めず、会社の言い分だけを認めた不当なものであったため、納得いかない川本さんが怒りを持って控訴した裁判である。

東京高裁で川本さんは、「会社が主張している減率適用区分事由の2と3の区別はあいまいだ。そのことについて一審判決は何も触れていない」と主張した。

また、添乗した助役も証言で、私の減率適用となった非違行為によって「運転整備や列車運行に支障が生じたか」というこちらからの質問に、「具体的には起こっていない」と答えている。

さらに会社は、減率適用は公平、公正に行ったと言っているが、全然公平ではない。「新幹線の全運転士の中で、定期的に運転整備の確認をされるのは東京第一運輸所だけだ。これで公平公正といえるのか」と訴えた。

そして、判決は減率適用事由2・3の区別について、人事課長の証言をもとに「事由2は輸送サービスの提供にかかわるもので、事由3は輸送サービスの提供に直接かかわらないもの～として恣意的な適用はなく明確なもの」と私たちの主張を退けた。一審の判決を繰り返すのみで、川本さんの主張に全く答えなかった。これでは会社は、乗務員がマニュアルと完璧に一致した作業、喚呼をしなかったすべての事象を事由2に該当させることが可能になってしまう。

また減率適用にあたっての「公平・公正」について、判決では触れられていない。川本さんは、ボーナス査定期間中に多くの添乗をされた。添乗されればされるほど、注意される件数が増えることは当たり前である。公平性を抜きにした査定は公正とは言えない。

私たちはこの不当判決に対して怒りを持って強く抗議するとともに、職場からのさらなる闘いにまい進するものである。

2020年3月27日
JR東海労働組合中央本部
新幹線地方本部
東京第一運輸所分会